



申2号 「新たなジョブローテーションの実施について」 に関する第3回団体交渉を行う！③

第16項 他系統（技術職）からの異動について、公募制異動などで対応できるようにすること。

- 技術職から乗務員への異動は否定しないが、公募制異動も含め今のところ想定していない。各々の系統の中で活躍してもらう。
- 技術職は採用が厳しい。安全・安定輸送のために配置が厳しい。
- 入社が駅・乗務員の方が事情により車両職等へ異動している場合は乗務員になる可能性はある。

第17項 駅および在来線職場と新幹線職場の相互の異動については、新幹線統括本部に所属が変更する前の支社管内で完結する異動を基本とすること。また、支社管内を跨ぐ異動となる場合は本人希望を尊重すること。

- 異動する場合については、採用エリアを基本とする。
- 支社間異動となる場合には、本人の希望に則り行う。

第18項 生活設計に配慮し、社員・家族の幸福の実現のために社宅・寮の使用制限を廃止すること。

- 現時点で制度を変更する考えはない。現行のルールの中で対応できると考えている。
- 単身赴任を従憑するものではない。

第19項 転勤が多く発生することが予想されることから、社宅および寮の増設またはリフォームを行い住環境の不安および金銭的負担を解消すること。

- 社員の生活環境の向上に向け、必要な整備を行う。
- 社宅のクリーニングが間に合わず、一時的に寮に入らざるを得なくなり家族と引っ越しが出来ないことや、寮の手配が間に合わず一時的にホテルに入ることがあった。いつでも入れるように必要な整備を行うべき。
- 住環境は不安要素の1つである。解消するために必要な対応を行っていく。

※第20項以降は、第4回団体交渉（7月10日）の内容です。

第20項 安全・サービスレベル向上へ寄与するために社員の働きやすさやストレス、緊張感を解消する職場環境（コミュニケーションルーム、会議室、休憩室、詰所、寝室、食事スペースなど）の改良を早急に現場の意見を聞いて実施すること。

- 施策の目的である社員の幸福の実現、また社員がもつ様々な能力を余すことなく発揮するには安全・働きがいの観点からも職場環境の充実が必要。
- 高機能なマットレスへの置き換え、仮眠チェア等の整備等、出来るところから改善している。
- 会議室、寝室、休憩室等、業務に必要なものの整備を進める。現場の意見も踏まえた上で出来るところから着実に行っていく。
- 本社として必要な財源は確保し、優先度も考慮して改善していく。